

財団法人 大阪府宅地建物取引主任者センター寄附行為

(昭和55年11月15日)

改正 昭和63年 1月 1日

改正 平成 5年 1月 1日

改正 平成11年 6月15日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府宅地建物取引主任者センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府中央区船越町2丁目2番1号（大阪府不動産会館内）に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、大阪府下において、宅地建物取引業法に定める取引主任者制度の円滑な運営と宅地建物取引主任者の資質の向上を図り、もって宅地建物取引業の健全な発展に寄与し、併せて府民福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 宅地建物取引業法第22条の2に定める知事が指定する講習の実施
- (2) 宅地建物取引業法に定める宅地建物取引主任者証の交付その他宅地建物取引主任者に関する受託業務
- (3) 宅地建物取引主任者資格試験並びに不動産コンサルティング技能試験に関する受託業務
- (4) 宅地建物取引主任者に対する研修会・講習会の開催
- (5) 宅地建物取引主任者に対する情報の提供

- (6) 府民に対する宅地建物取引に関する知識の啓蒙・普及
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2. 基本財産のうち、現金は郵便官署又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債・公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得た後、大阪府知事の承認を受けて、これを処分し、又は

担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府知事に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録・貸借対照表・事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度から3カ月以内に大阪府知事に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 3 章 役員・顧問等

(役員)

第 13 条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 20名以内(理事長・副理事長・専務理事を含む)
- (5) 監事 3名以内

(役員を選任)

第 14 条 役員は理事会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において理事のうちから選任し、専務理事は、理事長が理事会に諮り、理事のうちから任免する。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
 4. 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。
 5. 監事は、民法第 59 条に定める職務を行なう。

(役員任期)

- 第 16 条 役員任期は 2 年とする。
- 但し、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

- 第 17 条 役員は次のいずれかに該当するときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決により、理事長が解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第 18 条 役員は無給とする。
- ただし、専務理事は有給とすることができる。

(顧問及び参与)

- 第 19 条 この法人に顧問及び参与を若干名おくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に助言する。
4. 参与は、理事長が委嘱した特別の事項を処理する。

(委員会及び委員)

第 20 条 この法人は、理事会の議決を経て、専門事項を調査・審査するため、委員会をおくことができる。

2. 委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
3. 委員会及び委員に関し必要な事項は理事長が定める。

(事務局及び職員)

第 21 条 この法人に事務局をおく。

2. 事務局に事務局長を置くほか所要の職員をおく。
3. 事務局長は、理事会に諮り、理事長が任免する。
4. 事務局及び職員に関し、必要な事項は、理事長が定める。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 22 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容

・日時並びに場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

但し、緊急止むを得ない場合はこの限りでない。

(議 長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれを当てる。

(定 足 数)

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

なお、特に理事長の許可を得たときは、他の者を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

2. 理事長は急施を要する事項又は簡易な事項については、書面を送付して賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議 事 録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2. 議事録には出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事会において、理事の3分の2以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 31 条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可があったときに解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の認可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 32 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず昭和57年3月31日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第23条第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

3. この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。
4. この寄附行為は、昭和63年1月1日から施行する。
5. この寄附行為は平成5年1月1日から施行する。
6. この寄附行為は平成11年6月15日から施行する。